

大和齋場地球温暖化対策実行計画
大和齋場地球温暖化対策実行計画



平成21年4月1日

広域大和齋場組合

目 次

1 策定の目的	1
2 計画の削減目標	1
3 計画の対象とする範囲	1
4 排出量の算定方法	1
5 計画の期間	2
6 基準年	2
7 対象となる温室効果ガス	2
8 温室効果ガスの排出状況（平成19年度）	2
9 地球温暖化に向けて実施した事業	4
10 取組み目標	4
11 指 針	6
12 点 検	6
13 職員の研修	6
14 公 表	6
参考	
温室効果ガスの種類	7
地球温暖化対策の推進に関する法律（地方公共団体実行計画等）	8
地球温暖化対策・環境保全行動チェックシート	9

1 策定の目的

地球温暖化とは

地球温暖化は、現在最も重要で深刻な環境問題であり、このまま温暖化が進むと将来の人類や環境に与える悪影響は計り知れません。

そこで、国では平成9年に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議 COP3）」で地球温暖化の原因となる※**温室効果ガス（P7）**の排出量について削減目標を設定する「京都議定書」が採択されました。

大和斎場においても地球温暖化の防止に取り組むため、事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の抑制に関する取り組みを実施するため、※**地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（P8）**により「大和斎場地球温暖化対策実行計画」を策定します。

2 計画の削減目標

大和斎場（広域大和斎場組合）の事業内容は、火葬場・式場の管理及び運営施設であります。

事業内容を考えますと高齢化社会等に伴い、年々、火葬件数が増加していること、また、来場者は、季節を問わず正装でお越しいただくため、空調温度を一定に保たなくてはならない等、温室効果ガスの排出量を削減するのは困難な施設であります。

しかし、基準年の排出量に対して各年度ごとに排出される数量を算定比較することによって、事業の運営の効率化を図る参考材料につながるのではないかと考え、削減目標に向けて「大和斎場地球温暖化対策実行計画」を作成し、実行することにより、温室効果ガスの削減を目指してまいります。よって、温室効果ガスの排出量の削減につきましては、※**基準年（平成19年度）（P2）の数値を超えないことを目標とします。**

3 計画の対象とする範囲

大和斎場の施設内が対象となります。

※ただし、火葬炉使用に伴うガス及び電気使用量に関しては、一定量を保たないと火葬業務が行えないため、計画の対象から除外します。

4 排出量の算定方法

温室効果ガスの算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」によります。

5 計画の期間

実行計画の期間は、平成21年度から平成25年度まで 5年間
必要に応じて、本計画の内容、目標達成の状況等を踏まえ見直しを行います。

6 基準年

19年度

7 対象となる温室効果ガス

- ・ 二酸化炭素 (CO₂) ・ メタン (CH₄) ・ 一酸化二窒素 (N₂O)
 - ・ ハイドロフルオロカーボン (HFC)
 - ・ パーフルオロカーボン (PFC) ・ 六フッ素硫黄 (SF₆)
- 上記に掲げた6種類が対象となります。

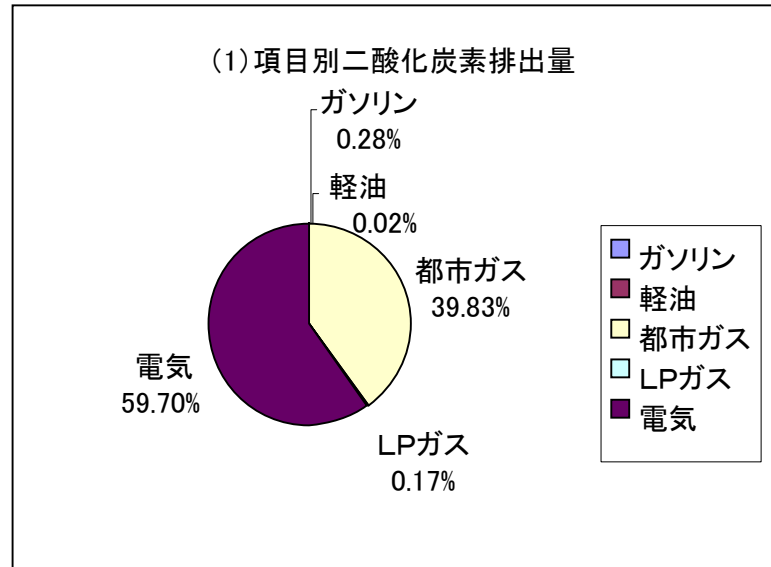
8 温室効果ガスの排出状況 (平成19年度)

(1) 項目別二酸化炭素排出量

【単位：Kg-CO₂】

項目	使用量	二酸化炭素 (CO ₂)	
		排出量	比率 (%)
ガソリン	491.42L	1,140	0.28
軽油	38L	99	0.02
※都市ガス	191,677 m ³	-----	-----
施設用	79,647 m ³	165,666	39.83
※火葬炉用	112,030 m ³	-----	-----
LPガス	240 m ³	720	0.17
※電気	1,032,636Kwh	-----	-----
施設用	732,622Kwh	248,359	59.70
※火葬炉用	300,014Kwh	-----	-----
合計		415,984	100.00

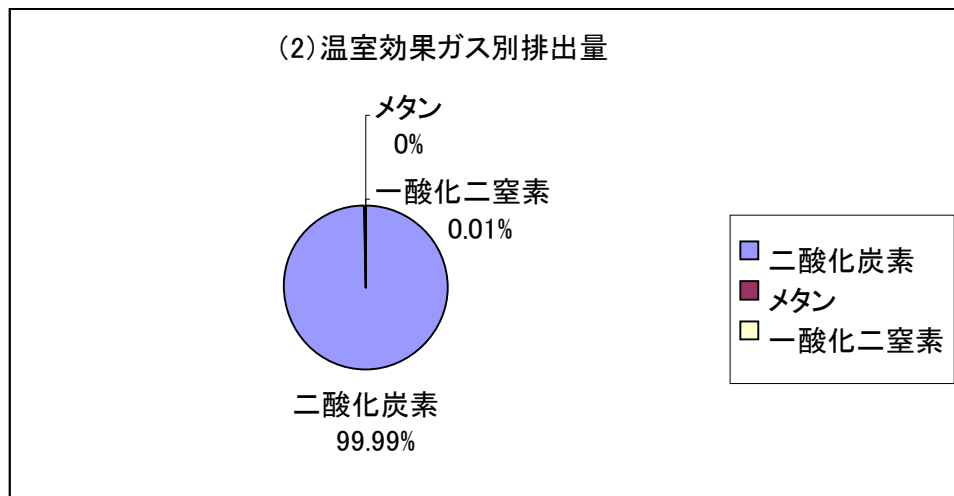
※ただし、火葬炉使用に伴うガス及び電気使用量に関しては、一定量を保たないと火葬業務が行えないため、計画の対象から除外します。



(2) 温室効果ガス別排出量

項目	排出源	排出量	比率 (%)
二酸化炭素 (Kg-CO ₂)	電気・燃料等の使用	415,984	99.99
メタン (Kg-CH ₄)	自動車の走行等	1	0.00
一酸化二窒素 (Kg-N ₂ O)	自動車の走行等	20	0.01
合計		416,005	100.00

※ ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン及び六フッ素硫黄については、排出がなかったため、対象としません。



9 地球温暖化に向けて実施した事業

◆ 池及び噴水の廃止

火葬棟の池及び噴水等を平成 15 年度に廃止し、水道量の削減を図りました。

◆ 待合室及び式場棟のロールスクリーンの設置について

- 日差しの強い待合室及び式場棟のエントランスホールにつきましては、冷暖房の効率を図るため、ロールスクリーンを設置しました。日差しを遮断するロールスクリーンを設置したことにより、夏場は涼しく、冬場は暖かく過ごすことができます。

10 取組み目標

温室効果ガスの削減目標を達成するため、次に掲げる内容について実践します。

※ただし、火葬炉使用に伴うガス及び電気使用量に関しては、一定量を保たないと火葬業務が行えないため、計画の対象から除外します。

ア 空調機関係

- 冷暖房機器の設定温度については、冷房使用時は 26～28℃、暖房使用時は 18℃～20℃を目安とします。
※ただし、会葬者（市民）が使用する会場につきましては、季節を問わず正装での来場となり、空調温度を一定に保たなくてはならないため、除外します。
- 機器の更新を行う際は、省エネルギー型の機器を優先して購入します。
- ブラインドを有効活用します。（こまめに開閉を行い、冷暖房・照明の効率を図ります。）
- エアコンのフィルターをこまめに清掃します。
- 夏場（冷房使用時）においては軽装、冬場（暖房使用時）においては重ね着等をし、冷暖房時の適正温度を維持するよう心がけます。（受付担当は除く）

イ OA機器・電化製品について

- 昼休み等に使用しないパソコンについては電源を切ります。
- 退庁時には、可能な限り電化製品のプラグを抜きます。
- コピー機、パソコンについては、節電モードで対応します。

ウ 照明について

- 昼休みは不要な箇所の照明を消灯します。
- 照明器具を購入する際は省エネルギータイプの機器を取り入れるよう検討します。
- トイレを使用し、退出した際は必ず消灯します。
- 始業前及び終業後は必要な範囲のみ点灯します。
- 効率的、計画的な事務処理を心がけ、夜間の残業勤務の削減を図ります。
- グリーン法に適用された商品の購入に努めます。

エ 水道

- 日常的に節水を心がけます。(こまめに蛇口を閉めるなど)
- 食器等を洗浄する場合は、まとめて洗うよう心がけます。
- トイレの2度流しは行わないようにします。
- 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付けます。

オ 庁用車

- 加減速の少ない運転を心がけます。
- ふんわりアクセルを心がけます。
- エアコンの使用は控えます。
- 駐停車時のアイドリング・ストップを心がけます。
- 暖気運転は適切に行ないます。
- 不要な荷物は積まずに走行します。
- 経済速度で走行します。(一般道路 40~60Km、高速道路 80Km)
- タイヤの空気圧を適正に保つよう努めます。
- 庁用車を新に購入する際は、燃費効率のよい低公害車(ハイブリット車、低公害車)を導入するよう検討します。

カ 事務用品等

- 印刷を行う際は、作成部数の見直しを行い必要最小限とします。
- 両面印刷・裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

- 不要になった紙の裏面は、内部文書やメモ用紙として活用します。
- 連絡文書等で封筒の使用が必要な場合は、使用済み封筒を使用します。
- リサイクル（再生紙）用紙の購入に努めます。
- 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ファイルなどは裏返して件名を変更し使用します。
- グリーン法に適用された消耗品の購入に努めます。

キ ごみの排出（減量）

- ごみとなる割り箸や紙コップの購入は控えます。
- 持参した新聞や雑誌などは各自持ち帰ります。
- 発生したごみは、決められた分別を行い指定された場所に排出します。

ク その他

- 施設の改築等を行なう場合は、環境に配慮した工事を実施するよう努めます。
- 観葉植地帯を適切に管理し、定期的に剪定等を行なうことにより、森林の延命を図るよう努めます。
- お通夜・告別式で来場予定の市民の方には、タクシー・電車等でお越しいただくか、乗用車でお越しの際は、乗り合いでお越しいただくよう案内を行っております。

11 指 針

事務局長を最高責任者に任命し、職員全員が、「大和斎場地球温暖化対策実行計画」に沿って温室効果ガスの削減に努めます。

12 点 検

事務局長は、※「地球温暖化対策・環境保全行動チェックシート」（P9）の内容を年に1回点検し、職員が温室効果ガスの削減に努めているか確認を行い、事務局長の指示に伴い、是正し、継続的な見直しを行います。

13 職員の研修

必要の都度、職員を対象に研修を実施します。

14 公 表

実施状況等については、ホームページ等で公表します。

温室効果ガスの種類

種類	排出源	性質
二酸化炭素	産業や運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが、全体の9割以上を占めており、6種類の温室効果の中で、温暖化への影響が大きい。	気体は、炭酸ガスともいい、無色・無臭で助燃性はない。地球大気中の平均濃度は、約0.03%である。
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占めており、排気物の埋め立てからも2~3割が排出されている。	常温、常圧で無色・無臭の可燃性であり、天然ガスの主成分。メタンは強力な温室効果でもあり、同量の二酸化炭素の21倍もあるといわれている。
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めており、工業プロセスや農業からも排出されている。	常温、常圧で無色の気体であり、香気と甘味がある。麻酔作用があり、笑気ともいわれている。
ハイドロフルオロカーボン	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されたHFCが廃棄時に放出される。	化学的に安定、不燃焼。塩素を含まず、オゾン層を破壊性はないが、温室効果は高いといわれている。
パーフルオロカーボン	半導体製造用や電子部品などの洗浄液、不活性液体として使用中等に排出される。	空気よりも密度、粘度が高いため抗力が大きい。
六フッ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などに使用され、使用の過程及び変動設備等が廃棄されるときに排出される。	無色・無臭の気体、熱・化学的に安定で高耐熱性、不燃性、非腐食性に優れ、フロンより優れた電気絶縁性を持っている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

地球温暖化対策・環境保全行動チェックシート(その1)

平成 年度	電気使用量	都市ガス使用量	LPガス使用量	軽油使用量
	(KWh)	(m ³)	(m ³)	(L)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				
CO2 排出係数				
CO2 排出量				

地球温暖化対策・環境保全行動チェックシート(その2)

平成 年度	公用車(A)		公用車(B)		コピー用紙(枚数)
	購入量(L)	走行距離(Km)	購入量(L)	走行距離(Km)	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					
CO ₂ 排出係数					コピー用紙使用枚数
CO ₂ 排 出 量					
メ タ ン 排出係数					
温室ガス 排 出 量					